

判決要旨

判決言渡日 平成20年2月12日
裁判体 山形地方裁判所民事部
裁判長裁判官 片瀬敏寿
裁判官 鈴木和典
裁判官 松村一成
事件番号・事件名 平成16年(ワ)第397号 損害賠償等請求事件
口頭弁論終結日 平成19年10月9日
原 告 檀蔭春外12名
被 告 国
被 告 酒田海陸運送株式会社

第1 主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

第2 事業の概要

本件は、中華人民共和国の国民であり、第二次世界大戦中に中国華北地方から日本に強制連行され被告酒田海陸運送株式会社（以下「被告会社」という。）の下で強制労働に従事させられたと主張する者（原告檀蔭春、同郝瑞勝、同徐沐恩、亡孔凡林、亡郭海、亡么作相。以下「本件被害者ら」という。）が原告（なお、亡孔凡林については、孔祥良、孔祥財、孔祥柱及び孔祥敏が、亡郭海については、郭玉龍、郭玉順、郭玉光、郭玉旺及び郭鳳芝が、亡么作相については、么繼蘭がそれぞれ訴訟承継した。）として、被告らに対し、被告国が中国人労働者を日本国内に移入する政策を決定し、被告会社とともに本件被害者らを過酷な条件の下で強制労働に従事させたものであるから、被告らの行為について不法行為又は安全配慮義務違反が成立するなどと主張して、謝罪広告の掲載及び損害賠償（本件被害者ら一人につき2500万円及び遅延損害金）を請求した事案である。

第3 爭点

- (1) 被告らに対する不法行為に基づく損害賠償請求（争点1）
 - ア 不法行為（争点1-1）
 - イ 国家無答責の法理の適用（争点1-2）（被告国のみ主張）
 - ウ 消滅時効による請求権消滅（争点1-3）（被告会社のみ主張）
 - エ 除斥期間の経過による請求権消滅（争点1-4）
- (2) 被告国に対するヘーグ陸戦条約3条に基づく損害賠償請求（争点2）
- (3) 被告らに対する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求（争点3）
 - ア 被告国の安全配慮義務違反（争点3-1）
 - イ 被告会社の安全配慮義務違反（争点3-2）
 - ウ 消滅時効による請求権消滅（争点3-3）
- (4) 日華平和条約及び日中共同声明等による請求権放棄（争点4）

第4 当裁判所の判断

1 争点1（被告らに対する不法行為に基づく損害賠償請求）について

(1) 争点1-1（不法行為）について

ア 被告国は、①日中戦争以後、特に重筋部門の労働力不足が顕著となり、このような労働力不足に対処するために、国策として中国人労働者を日本国内に移入することを閣議決定し、試験移入を経て、次官会議決定により本格的移入を決定し、

これを実行に移し、②次官会議決定等に基づき、中国人労働者を日本国内に移入する際の本格移入の実施要領、細目手続を定め、中国人労働者の移入手続、使用条件、移入送還方法、取締方法等を詳細に定め、関係各機関等に周知させ、③このような被告国の政策を受け、日本軍や中国人労働者の供出機関として活動していた華北労工協会の意向を受けた中国人関係者らが、詐言や暴力を用いて、本件被害者らをその意に反して拘束するなどして、中国国内の収容所等に連行した後、貨物船に乗船させて日本国内に連行し、被告会社の事業場まで連行し、そこで本件被害者らを港湾荷役作業に従事させたものであり、被告会社は、①県を通じ、厚生省に対して中国人労働者の移入の申請をし、日本港運業会が、華北労工協会との間で中国人労働者の供出及び受入れに関する契約を締結し、中国人労働者を被告会社の下で労働に従事させることとし、②被告会社の事業場において、中国人労働者を外出又は逃亡のできない施設に収容して監視し、かつ、衛生状態や食糧事情等が劣悪な環境の下で過酷な労働を強制したものである。

イ 被告会社は、本件被害者らが従事した作業は日本人と比較しても決して重労働ではなかった旨主張し、被告会社の元従業員である金子鉄藏も、本件被害者ら中国人労働者の作業は貨物の陸揚げだけで、貨物の貨車積み作業は行わず、日本人労働者が従事した作業よりも負担が軽く、海が荒れて船が来ないときは中国人労働者の仕事もなく、作業日数も少なかった旨供述する。

しかしながら、金子鉄藏は、5月か6月ころに品川駅まで50人あるいは60人の中国人を迎えて行ったといい、5、6月以前中国人で仕事をしている人は一人もいなかった旨述べ、客観的な事実と異なるものがあり、本件被害者らのことを語っているのかそもそも疑問もある上、中国人が亡くなったことは知らない、中国人的労働時間は全然分からず、中国人の行動を管理する人は別にいて自分は一切分からないなどとも述べており、その記憶や認識状況もあいまいな点があり、容易に信用することはできない。

本件被害者らは、「原告郝の当裁判所における供述を始め、他の本件被害者らもビデオ、陳述書、陳述録取書等により、強制連行・強制労働の事実を述べているものであるが、いずれも大要において同様の事実を述べており、被告会社の事業場において、中国人労働者が外出又は逃亡のできない施設に収容され、かつ、衛生状態や食糧事情等が劣悪な環境の下で過酷な労働を強制させられたという事が認定できるものである。」

したがって、被告会社の上記主張は採用できない。

ウ 以上のように、被告国が主導し、被告会社が関与の下で、本件被害者らに対する強制連行・強制労働を行った事実が認められ、このような被告らの行為は、民法上の不法行為に該当するものといわなければならない。

(2) 爭点1-2(国家無答責の法理の適用)について

ア 被告国は、原告らの主張する被告国に関する行為は、国家の権力的作用によるものであって、かかる損害については、国賠法施行前においては、国が損害賠償責任を負うことはないという国家無答責の法理が適用され、被告国は責任を負うことではない旨主張する。

イ まず、本件における被告らの行為は、国賠法(昭和22年10月27日公布。同日施行)の施行前の行為であるところ、同法附則6項の「この法律施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による。」と規定され、その損害賠償責任については、国賠法施行前の法規範が適用されることになる。

国賠法施行前においては、公権力の行使に当たる公務員の違法行為について、国の賠償責任を定める一般的な法律の規定は存在せず、民法(明治31年施行)の不法行為に関する規定が公務員の公権力の行使についても適用があるかどうかという民法の解釈によって決するほかないといえる。

そして、明治憲法下においては、①行政裁判法(明治23年施行)16条は、「行政裁判所ハ損害要償ノ訴訟ヲ受理セズ」と定めており、違法な公権力の行使

について行政裁判所へ出訴することはできず、②当時の裁判所構成法（明治23年公布）や旧民法（明治23年公布）の制定過程においても、草案には国家責任を認めるような規定があったが、最終的にそれらは削除された上で制定され、③現行民法（明治31年公布）の制定過程においても、国の賠償責任については特別法によって規定されるべきものとも理解されていたが、一般的に国の賠償責任について規定する特別法は制定されず、④戦前における判例は、公務員の権力的作用について國の不法行為に基づく損害賠償責任を否定していた。このような、立法過程、判例等を考慮すると、明治憲法下においては、國の権力的作用については民法の不法行為の適用を否定し、その損害について國は賠償責任を負わないと解釈されていたといえるが、一方で、公務員の非権力的作用による私経済活動による損害については、民法による損害賠償法理の適用があると解する学説があり、そのような判例も存在した。

ところで、戦前において、このような解釈が採用されていた根拠は明らかではなく、國家無答責の解釈がとられていたのは、行政裁判所において行政裁判事項と認めず、司法裁判所において民事裁判事項と認めないという法的実現手段が閉ざされていたためにすぎないとも考えられ、行政裁判所が廃止され、公法、私法関係の訴訟を司法裁判所において審理されることが認められる現行法下においては、國家無答責の法理に正当性・合理性を見いだすことはできない。

また、国賠法附則6項は、「従前の例による」と規定するが、これは従前の法規範によるものと解するのが素直であって、國家無答責の法理が学説及び判例上確立した見解であったとしても国賠法施行後もなおその見解を採用しなければならないということにはならない。

そして、当時の民法の解釈としても、上述のように、現行民法の制定過程においては、公法上の行為については特別法による処理を念頭においていたとみられるが、一方で、起草委員3人（穂積陳重、梅謙次郎、富井政章）も、特別法がない場合には民法が適用されると考えていたものであり、國の賠償責任について規定する特別法がない場合について、公法上の行為について民法の適用を認めることに法解釈上の支障は存在しないものである。

そして、国賠法が民法709条以下の特別法たる性格を有することにもかんがみると、国賠法施行前の公権力の行使について、国賠法の制定がなければ賠償請求権の実定法上の根拠がなかったと解すべきではなく、一般法としての民法の不法行為法を適用する余地があるものといわなければならない。

ウ さらに、上述のように、本件の強制連行・強制労働は、閣議決定等に基づき関係各機関連携の下で国家政策の一つとして行われたものであって、國家の権力的作用に当たるものといわざるを得ないが、被告国は、外形的には、現地から任意の労働者を募集し、職業訓練を経て、被告国の管理の下、各事業場で作業に従事させ、その労働の従事に対して一定の賃金を支払うという方針を予定し、中国人労働者の移入を実施したものであり、実態は強制連行・強制労働としてみざるを得ない部分があるものの、外形的には労務供給事業として国家政策を遂行しようとしていたものといえ、実際にも、中国人労働者に対して一応の衣料・食事・住居を提供し、一方、中国人労働者が労働に従事されることによって被告国及び被告会社が利を得ていたものである。

そうすると、本件の強制連行・強制労働については、権力的作用というべき側面が大きいものの、国策によって、本件被害者らの移入を実施し、劣悪な環境の下において本件被害者らを労働に従事させたものであり、労働関係という非権力的な側面も否定できないものであって、非権力的作用については明治憲法下においても学説・判例とともに民法の適用を認めてきたことは上述したとおりであるから、本件の強制連行・強制労働については、民法による損害賠償の適用の余地があるといるべきである。

エ したがって、本件の強制連行・強制労働に関する行為について、国家無答責の

法理によっていかなる責任をも負わないものとすることは、相当とはいはず、被告国についても民法上の不法行為責任を負うものと解すべきである。

(3) 小括

以上のとおり、原告らの被告らに対する不法行為に基づく損害賠償請求権の発生は認められるところ、その損害賠償請求権は、除斥期間の経過等の問題はあるものの、いずれにせよ裁判上訴求できないものであることは、後述するとおりである。

2 争点2（被告国に対するヘーグ陸戦条約3条に基づく損害賠償請求）について

原告らは、不法行為に基づく損害賠償請求権、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権に加え、被告国に対しヘーグ陸戦条約3条に基づく損害賠償請求権が発生している旨主張するが、以下に述べるようにヘーグ陸戦条約3条に基づいて被告国に対して損害賠償請求をすることはできない。

国際法は、国家と国家又は国際機関等との関係を規律するものであるから、国際法上の権利主体となるのは、原則として国家又は国際機関であり、個人は、生命、身体、財産等の個人の権利義務に直接影響を及ぼすような事項を定める条約において、その条約が個人に法主体性を認めているような場合にのみ、例外的に、条約に基づく権利ないし請求権を取得することになる。

ところで、ヘーグ陸戦条約3条は、「前記規則（陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則）ノ条項ニ違反シタル交戦当事者ハ、損害アルトキハ、之ガ賠償ノ責ヲ負フベキモノトス。交戦当事者ハ、其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行為ニ付責任ヲ負フ」と定め、同規則46条1項は、「家ノ名誉及権利、個人ノ生命、私有財産並宗教ノ信仰及其ノ遵行ハ、之ヲ尊重スベシ」と定めている。これによれば、ヘーグ陸戦条約3条は、交戦当事者である国家に、その軍隊の構成員が行った同規則違反の行為により生じた損害について損害賠償責任を負わせた規定であり、同規則46条1項は、占領国が被占領国の国民の権利を尊重すべきことを定めた規定であると解されるが、同条約及び同規則には、被害を受けた個人から交戦相手国に対する請求権を認める条項や個人がその権利を行使する方法を定めた手続規定は存在しない。

したがって、ヘーグ陸戦条約3条は、ヘーグ陸戦規則に違反した加害国の他方の交戦当事者である被害国に対する損害賠償責任を規定したものというべきであり、これをもって、個人の交戦相手国に対する損害賠償請求権を認めたものと解することはできず、この点に関する原告らの請求は理由がない。

3 争点3（被告らに対する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求）について

(1) 争点3-1（被告国の安全配慮義務違反）について

ア 安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般的に認められるべきものであるところ（最高裁昭和50年2月25日第三小法廷判決・民集2.9巻2号143頁参照）、この義務は、一定の両当事者の接触という契約関係ないしはそれに類似した具体的な事実関係に基づいて具体的な状況に応じた信義則上の義務として認められるものであるから、本件において本件被害者らと被告国との間に信義則上の義務を認めるべき「特別な社会的接触の関係」があったかどうか、その事実関係について検討する必要がある。

イ まず、被告国と本件被害者らとの間には、何らの契約関係もなかったことは明らかである。

しかしながら、①被告国が国策として中国人労働者の移入を決定し、閣議決定により、中国人労働者移入の方針を示し、中国人労働者の移入方法、移入中国人の年齢、労働条件、中国人労働者の管理等に関する要領を定め、②その後、次官会議決定に基づき、さらに中国人労働者の移入の政策を具体化させた「華人労務者内地移入ノ促進ニ関スル件」、「華人労務者内地移入手続」を定め、中国人労働者の移入方法、移入手続、使用条件、移入送還方法を始め関係機関との連携等も詳細に定め、それらの方針を関係機関や各地に伝え、中国人労働者の本格移入

を実施し、③中国人労働者の移入に関しては、関係各省や現地の華北労工協会に細部の事務を分担させ、中国人労働者の割当てから到着後に至るまで様々な事項について担当各省に報告がなされるように取り決め、被告国がその移入状況・労働状況を把握できるようなものとし、④国策として日本港運業会に中国人労働者の移入・管理を一任したというものであって、このように、被告国は、中国人労働者の移入・労働の供給に関して、適正な労働者供給を行うべき国策を講じ、それを主体的に実施、遂行していたものであり、中国人労働者の移入・労働の従事に当たっては、次官会議決定及びそれに基づく細目等に従って、関係機関や被告国が委任した日本港運業会等の下で、適正な形で行われるように取り決めていたものというべきである。

そして、「華人労務者内地移入ノ促進ニ關スル件」においては、一般的な要領として、中国人労働者は募集によること、40歳以下の心身健全な男性を選ぶこと、移入に先立って一定期間必要な訓練をさせること、国民動員計画産業のうち鉱業、荷役業等に従事させること、契約期間は原則2年とすること、中国人労働者の取扱いや待遇についてはその民族性を考慮して特に注意を払うこと、使用条件として、就労地到着後には十分な休養を与えた上で就労させること、住居は湿気予防に留意すること、食事は通常食を給すること、中国人労働者の賃金は、日本国の賃金を標準とし、残留家族に対する送金等を確保するための措置を講ずることなどが定められ、また、「華人労務者内地移入手続」においては、関係機関の連絡・報告体制を定めるとともに、中国人労働者の引率輸送上に遺憾なきようによること、事業主は、関係機関の指示に従い訓練施設、技術教育施設、適切な慰安娛樂施設を設け、健康診断、生活訓練等を講ずることなどが定められ、さらに、これらの定めは関係機関等に周知されていたものであり、そうすると、中国人労働者の移入に関する国策の実施、遂行に当たっては、取決めに基づき供出された中国人労働者は、取決めに基づいて指定された作業に従事する義務を負う一方で、被告国は、関係機関や、被告国が中国人労働者の移入・管理を委任した日本港運業会等が、「華人労務者内地移入ノ促進ニ關スル件」等によって取り決められた移入手続、使用条件、送還方法等に従って適正に中国人労働者の移入、就労等を実施しているかどうかについて監督し、それらに不適正な点があれば、取決めに沿ったものは是正すべき義務を負っていたものというべきであり、国策に基づくこのような取決めは、法律関係に準ずるものと評価でき、被告国が、このような取決めを定めた上で、関係機関や日本港運業会等と連携して中国人労働者を移入、管理するという政策の下においては、被告国は、本件被害者らを含む移入対象となった中国人労働者と「特別な社会的接觸の關係」にあったものというべきである。

そして、被告国は、関係機関及び日本港運業会等が、取り決められた移入手続、使用条件、送還方法等に照らし適正に中国人労働者の移入、就労等を行っているかどうかについて監督し、中国人労働者の健康状態、労働環境等が劣悪なものであったり、中国人労働者の管理が不当なものであったりするような場合には、それを是正するよう関係機関に指導・連絡して、中国人労働者の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき信義則上の義務（安全配慮義務）があったというべきである。

ウ そして、被告国は、上述したような強制連行・強制労働の事実があり、関係各機関が中国人労働者の稼働状況等に関する情報を把握していたにもかかわらず、何ら是正行為も行わず、結果的に本件被害者らを過酷な環境の下で労働に従事させたものであり、被告国には安全配慮義務違反があったものといわなければならない。

(2) 爭点3-2（被告会社の安全配慮義務違反）について

ア 本件被害者らと被告会社との間には、何らの契約関係も認められないが、被告会社は、本件被害者ら中国人労働者から労務の提供を受けることを目的として、

日本港運業会が華北労工協会との間の契約に基づいて移入を受け入れた本件被害者らについて、日本港運業会（酒田華工管理事務所）の監督の下、被告会社の事業場において港湾荷役作業に従事させて労務の提供を受け、一方でその使用料を日本港運業会に支払っていたものであり、本件被害者らによる労務の提供は、被告会社と酒田華工管理事務所による直接的な指揮監督、労務の支配管理の下で行われたものである。

そうすると、被告会社が本件被害者らと「特別な社会的接触の関係」にあったことは明らかであり、被告会社は、本件被害者らに対して、その生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき信義則上の義務（安全配慮義務）を負っていたもの認められる。

イ そして、被告会社は、酒田港における本件被害者らを劣悪な環境の下で過酷な労働に従事させたものであり、その結果、本件被害者らの健康等に悪影響を及ぼしたということができるから、被告会社には、本件被害者らに対する安全配慮義務違反があったというべきである。

(3) 小括

以上のとおり、原告らの被告らに対する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権の発生が認められる。

しかしながら、その損害賠償請求権は、消滅時効の成否の問題はあるものの、いずれにせよ裁判上訴求できないものであることは、後述するところである。

4 爭点4（日華平和条約及び日中共同声明等による請求権放棄）について

(1) これまで述べたように、除斥期間や消滅時効等の問題はあるものの、原告らの被告らに対する不法行為に基づく損害賠償請求権及び安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権の発生自体は認められるところ、以下に述べるように、それらは、日中共同声明5項に基づく請求権放棄の対象となるものであり、裁判上訴求することはできない。

(2) サン・フランシスコ平和条約は、個人の請求権を含め、戦争の遂行中に生じたすべての請求権を相互に放棄することを前提として、日本国は連合国に対する戦争賠償の義務を認めて連合国の管轄下にある在外資産の処分を連合国にゆだね、役務賠償を含めて具体的な戦争賠償の取決めは各連合国との間で個別に行うという日本国との戦後処理の枠組みを定めるものであり、この枠組みは連合国48か国との間で締結されこれによって日本国が独立を回復したというサン・フランシスコ平和条約の重要性にかんがみ、日本国がサン・フランシスコ平和条約の当事国以外の国や地域との間で平和条約等を締結して戦後処理をするに当たっても、その枠組みとなるべきものであった。

そして、日中共同声明5項は、「中華人民共和国政府は、中日両国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」と述べているところ、日中國交正常化交渉において、中華人民共和国は、復交三原則に基づく処理を主張し、日中共同声明には平和条約としての意味を持たせる必要があり、戦争の終結宣言や戦争賠償及び請求権の処理が不可欠なものとし、一方、日本国政府は、中華民国政府を中国の正統政府として承認して日華平和条約を締結したという経緯から、日中戦争の終結、戦争賠償及び請求権の処理といった事項に関しては、形式的には日華平和条約によって解決済みという前提に立たざるを得なかつたが、結果として、いずれの立場からも矛盾なく日中戦争の戦後処理が行われることを意図して、共同声明の表現が模索され、その結果、日中共同声明前文において、日本国側が中華人民共和国政府の提起した復交三原則を「十分理解する立場」に立つ旨が述べられ、そして、日中共同声明1項の「日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。」という表現は、中国側からすれば日中戦争の終了宣言と解釈できるものであり、他方、日本国側からは、中華人民共和国政府と国交がなかった状態がこれにより解消されたという意味で解釈し得るものとして採用されたものであり、このような日中國交正常化交渉

の経緯に照らすと、中華人民共和国政府は、日中共同声明5項を、戦争賠償のみならず、請求権の処理も含めてすべての戦後処理を行った創設的な規定ととらえていることは明らかであり、また、日本国政府としても、戦争賠償及び請求権の処理は日華平和条約によって解決済みであるとの考えは維持しつつも、中華人民共和国政府との間でも実質的に同条約と同じ帰結となる処理がされたことを確認する意味を持つものとの理解に立って、その表現について合意したものと解される。以上のような経緯を経て発出された日中共同声明は、中華人民共和国政府はもちろん、日本国政府にとっても平和条約の実質を有するものにはかならないというべきである。

したがって、日中共同声明は、サン・フランシスコ平和条約の枠組みと異なる趣旨のものではなく、請求権の処理については、個人の請求権を含め、戦争の遂行中に生じたすべての請求権を相互に放棄することを明らかにしたものというべきである。

そして、ここでいう請求権の「放棄」とは、請求権を実体的に消滅させることまでを意味するものではなく、当該請求権に基づいて裁判上訴求する権能を失わせるにとどまるものと解するのが相当である。

- (3) したがって、日中戦争の遂行中に生じた中華人民共和国の国民の日本国又はその国民若しくは法人に対する請求権は、日中共同声明5項によって、裁判上訴求する権能を失ったというべきであり、そのような請求権に基づく裁判上の請求に対し、同項に基づく請求権放棄の抗弁が主張されたときは、当該請求は棄却を免れないこととなる。

第5 結論

このように、本訴請求は、日中戦争の遂行中に生じた中国人労働者の強制連行及び強制労働に係る不法行為及び安全配慮義務違反等を理由とする損害賠償請求であり、日中共同声明5項に基づく請求権放棄の対象となるといわざるを得ず、裁判上訴求することはできないというべきである（なお、謝罪広告の掲載の請求については、民法723条により名誉を毀損された被害者の請求により裁判所がその名誉を回復するための適当なる処分として行うことができるものであるから、その前提を欠いている本訴請求においては、理由がない。）。

したがって、請求権放棄をいう被告国及び被告会社の抗弁は理由があり、その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がないというべきである。

したがって、主文のとおり判決する。